

7宗監第177号  
令和8年2月25日

宗像市長 伊豆 美沙子 様  
宗像市議会議員 岡本 陽子 様

宗像市監査委員 山下 稔  
宗像市監査委員 北崎 正則



### 工事監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による工事監査（定期監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

#### 記

##### 1 監査の概要

- (1) 監査委員 山下 稔 北崎 正則
- (2) 監査実施期日 令和7年12月24日（水）
- (3) 監査対象工事の概要

##### ア 工事件名

城山中学校改築（4工区-2）テニスコート整備工事

##### イ 工事担当課

都市管理部施設整備課

##### ウ 事業の概要

城山中学校において、建築後40年以上が経過し老朽化が著しい校舎の全面改築を実施している。その中でテニスコートについても、老朽化や部活動中にボールが車道へ飛び出していた問題を解決するため防球フェンス及びコートの向きの変更等、再整備するものである。

##### エ 工事内容

##### ■グラウンド・コート舗装工

クレイ舗装 A=1197m<sup>2</sup>

##### ■グラウンド・コート施設整備工

防球ネット-3 L=81.3m

防球フェンス L=36.1m

ネットフェンス-2 L=80.6m

テニスコート N=2面

##### オ 工事請負者

株式会社ラックグリーン

##### カ 設計者（委託）

安藤ハザマ・占部・ビルディング Dr. ・大建設計 建設工事共同体

##### キ 工事請負金額（税込）

51,967,300円

##### ク 契約年月日

令和7年8月7日

##### ケ 工期

令和7年8月8日～令和8年2月27日

##### コ 工事進捗率（令和7年11月末実績） 80%

## 2 監査の実施

- (1) 事前に当該工事の関係書類（工事概要調書、積算書、工事図面一式）の提出を求め、予備監査を行った。
- (2) 関係書類に記載されていない当該工事の状況については、工事監督員から説明を受け、内容を把握した。
- (3) 工事監督員同行の上、施工現場に赴き、工事監督員から施工監理状況等についてのヒアリングを実施し、施工状況及び安全管理状況を精査した。
- (4) 調査にあたっては、特定非営利活動法人 西日本建設技術ネットに所属する技術士から技術面での助言を受けた。
- (5) 事業の妥当性、設計の合理性、積算の根拠性、特記仕様書等の運用性、工事契約の合規性、工事監理の適切性、工事の安全性に着目して監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 総評

技術調査の結果を総括すると、本事業の目的は達成できて、事業計画、設計、施工の各段階と成果とも、妥当で適切な内容と監理が行われていると確認できた。施工現場を調査した結果、品質（Q）、コスト（C）や工期（D）さらに安全（S）と環境（E）にも十分留意して施工したことがうかがわれた。調査時点で工事はほぼ完成し、完工まで特に大きな問題がなく、それぞれの工種の品質、出来形には問題はないことを確認した。

市民が公共工事に求める①品質（Q）、②コスト（C）、③工期（D）の“需要の三要素”で評価する。

- ① 品質について、施工計画書に基づく管理が実施されている。施工プロセスのチェックシートを活用及び定例会における監督員の監理も確実に実施されている。
- ② 請負金額は、51,967,300円（税込）であり最低制限価格と同額となっている。適正な競争と品質確保の結果が確認できる。
- ③ 工期は、当初完了予定の令和8年2月27日に対し令和7年12月末に完了予定である。天候に恵まれたとの説明を受けたが、受注者及び発注者の協力により当初工程より早く完了予定である。

つまり、品質、コスト、工期ともに良好である。

当該工事の事業計画、設計、積算、工事発注及び施工の各段階における技術的事項について、調査した結果は下記のとおりである。

#### ア 事業計画について

現在の城山中学校校舎は昭和48年から昭和49年にかけて、屋内運動場は、昭和51年から52年にかけて建設されており、建築後40年以上が経過し老朽化が著しいことから、生徒の安全や学習環境の刷新を図るため、全面改築を実施するものである。

（事業の妥当性）

#### イ 設計について

今回の設計は、宗像市立城山中学校改築事業の一部の設計である。当事業は、設計と施工のJV業者を対象としており募集要領書には、要求水準に応じた自由提案とすることが記述されている。

当工事の要求水準は、屋外環境施設の屋外運動場としての位置づけである。その内容は、3面のコート整備とネット及びフェンスの整備が含まれている。この内容は、着工後の地元、中学校、発注者及び設計・施工者の検討会で協議を重ね2面のコートとサブグラウンドに変更されている。地元の要望と完成後の活用面を踏まえた変更が実施されている。

設計・施工の委託業務における照査技術者の照査結果及び申し送り事項は、

定例会において確認・検討を行っている。

クレイ舗装の材料について、4つの材料が比較検討されている。経済性、耐久性及び維持管理について総合的に評価した結果、真砂土＋土質安定用粉体バインダーの混合舗装が選定されている。総合的な比較と併せて公立学校の施工実績も整理されていた。選定した材料の信頼性を含めた情報が整理されている。

委託業務を進める中で、施工時の留意点の検討およびその内容を施工時にどのように反映されているかについて確認した。

(設計の合理性)

#### ウ 積算について

工期の算定は、工種と工事金額の式を採用し決定されている。宗像市は週休2日の指定はしていないが、中学敷地内の工事であることを踏まえ今回の工事では採用していた。工期は、準備及び後片付け期間を含め204日で設定されている。

全体金額の約8割を占める見積りによる単価の決定方法について確認した。福岡県の様式を採用し、その基準に基づき3者見積り、異常値がある場合の除去及び平均値直下の単価を適切に採用している。

今回の工事では、処分費が発生する。その処分費の限度額は、福岡県の基準に基づき設定している。

(積算の根拠性)

#### エ 特記仕様書について

宗像市工事担当課作成の特記仕様書が定められている。共通事項に関する内容から当現場の施工条件に関することが説明されている。特に工事車両の出入り口、騒音・振動対策及び施工期間の制限等において城山中学校関係者に関する配慮が適切に規定されている。

(特記仕様書等の運用性)

#### オ 工事契約について

一般競争入札が採用されており、機会均等の原則に則り、透明性・競争性・公正性・経済性の確保が図られている。落札金額は最低制限価格と同額となっており、ダンピングの防止・品質及び安全性の確保・下請けへのしわ寄せ防止を図り、過度な価格競争の抑制が実施されている。

(工事契約の合規性)

#### カ 工事監理について

工事管理書類は必要提出書類一覧表を活用し、効率性(一覧性)及び品質確保(提出の有無)を図り管理されている。工事監理の基本となる資料が適切に管理されている。

着工後においても、必要な監理項目が施工プロセスのチェックシートにより確認されている。施工における品質・安全・工期の確保に繋がる監理が実施されている。

施工計画書は作成の手引きに基づき必要な項目に分けて作成されている。その内容は、チェックリストで作成者と監督員の双方から適切に確認されている。

下請管理については施工体制台帳により適切に実施されており、工程管理については実施工程表により工程のフォローアップが実施されている。累積出来高による進捗管理が実施されている。

工事打合せ簿は、必要な協議項目が整理されている。受注者への回答は、ワンデーレスポンスを基本に処理されていた。打合せ簿の目的と規定に基づく運用が実施されている。

段階確認については、施工計画書に基づき、監督員の立会による記録が指定の様式で整理されている。

敷地内掘削中に、想定外の旧施設の基礎コンクリートが露出し埋設物の処理が必要となったため、設計変更を行っている。

現地状況について、クレイ舗装は、不陸が無く材料の均一性も良好であり全体的な見栄えが確保されていた。防球ネットとネットフェンスの接続・固定状況及び防球フェンスの仕上がりは良好で見栄えも確保されていた。

また、防球ネットのポール（柱）の施工管理につき管理基準以外の項目においても自主的な品質管理の取り組みが見られた。

（工事監理の適切性）

#### サ 安全管理について

施工計画書に記載された安全教育訓練と、その実施記録が整理されている。また、主要工種における品質管理計画に基づく工事実施状況は、週に1回開催される定例会で確認している。定例会のメンバーは、中学校、発注者及び請負者で構成されており、全ての工事関係者による品質確保の取り組みが実施されている。

本事業は、学校内の工事であること等を考慮し、教育への支障が無いように留意されており、工事内容の事前説明、周辺環境に配慮するための対策は、前述の定例会を活用し円滑な運営が実施されている。

（工事の安全性）

上記のとおり、事業の妥当性、設計の合理性、積算の根拠性、特記仕様書等の運用性、工事契約の合規性、工事監理の適切性、工事の安全性に着目して監査を実施した結果、特に指摘する事項はなく、工事は概ね適正に処理されていると認める。

## 4 助言事項

監査の結果については上記のとおりであるが、事務処理の方法を見直すべき点が見受けられるため次の2点について助言する。

### （1）特定建設作業について

騒音の指定区域における特定建設作業の届出につき、当初の施工計画分は漏れなく届出されていたが、掘削中に想定外に露出した旧施設の基礎コンクリートを処理するハンドブレイカについては届出がなされていなかった。

今後は、施工途中で想定外に発生したものであっても、環境保全や安全に関し必要な届出については適正に手続きを行われたい。

### （2）防球ネットとネットフェンスについて

防球ネットとネットフェンスの仕上がりは良好であったが、テニスコート四方のうち北西側のフェンスについては、既存プールのフェンスを利用しており、他の三面より高さが低かった。周辺民地への影響の無い方向ではあるが、今後テニスコートを利用していく中で安全性に問題が生じた場合は、状況に応じ適切に対処されたい。